

「訪問介護」重要事項説明書

当事業者はご契約者に対して訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 当法人の概要

名称・法人種別	生活クラブ生活協同組合
代表者名	理事長 篠崎 みさ子
本社所在地・電話	横浜市港北区新横浜 2-8-4 電話番号 045-472-7050 FAX 番号 045-472-0999
設立年月日	1971年7月9日
業務の概要	食品などの共同購入事業、福祉事業、共済事業、
事業所数	<ul style="list-style-type: none">共同購入配送センター 10事業所通所介護・介護予防通所サービス事業所 3カ所地域密着型通所介護・介護予防通所サービス事業所 3カ所居宅介護支援事業所 5カ所介護予防支援事業所 3カ所訪問介護・介護予防訪問サービス事業所 6カ所障害者総合支援事業（居宅介護・重度訪問介護） 4カ所地域包括支援センター 1カ所（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所 2カ所

2. 事業所の概要

事業所名	生活リハビリクラブ鴨居		
所在地	横浜市緑区鴨居町2430-1		
電話番号	045-932-8555	FAX 番号	045-929-3803
事業所番号	1473300067号		
指定年月日	2019年5月1日		
管理者	岩崎 小百合（横浜市訪問介護相当サービスと兼務）		
サービス実施地域	横浜市緑区東本郷、鴨居、竹山、白山、上山		
併設のサービス	地域密着型通所、居宅介護支援、介護予防支援		

3. 事業所の職員体制等（2024年5月現在）

職種	従事するサービス種類、業務	人員
管理者	訪問介護事業所の管理業務	1名（常勤 1名）
サービス提供責任者	訪問介護計画作成、訪問介護の管理	2名（常勤兼務1名、非常勤兼務1名）
訪問介護員	訪問介護業務	13名（常勤1名、非常勤12名）

4. 営業日及び営業時間

営業日	平 日
営業時間	午前9：00～午後5：00

(注) 休日は、土曜、日曜、祝日、年末年始(12/29～1/3)です。

利用者のケアプランに合わせ、上記に定める営業日以外、時間外でサービスを行うことがあります。

5. 当法人のサービス方針等

- 1) 事業所の訪問介護員は要介護者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。また、利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- 2) 事業の実施に当たっては、その状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、他の指定事業者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- 3) 生活リハビリクラブ鴨居は、利用者の生命または、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。
- 4) 生活リハビリクラブ鴨居の事業計画、財務内容などの閲覧はできますので、ご希望の方はお申し出ください。

6. サービスの内容および利用料

- 1) 利用者に係る居宅介護支援事業者(ケアマネジャー)が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成します。
- 2) サービス内容
 - ・身体介護
 - ・生活援助
- 3) サービスの実施ごとに、サービス提供の記録をします。
- 4) サービス利用料の1割または2割、3割が利用者負担金となります。詳細は別紙料金表のとおりです。
- 5) 通常サービス提供地域以外の地域についてのみ、所定の交通費(実費)が必要となります。車を使用の場合は、通常事業実施地域を超えた所から、片道1kmあたり30円の実費相当を頂きます。
- 6) 加算について
 - ・初回加算
最初のご利用の月にサービス提供責任者がサービス提供するか、又は同行訪問した際に料金をいただきます。また、2ヶ月間、ご利用がなくサービス再開の場合は、初回加算の対象となります。

・緊急時訪問介護加算

ご利用者やご家族から要請を受け、かつケアマネジャーが必要と認め、サービス計画にない身体介護を行なった場合に料金をいただきます。

連絡先：生活リハビリクラブ鴨居 午前9：00～午後5：00

電話番号045-932-8555

・特定事業所加算Ⅱ

サービス利用単位数の10%が加算となりますので、加算料金をご負担いただきます。全利用者が対象になります。

・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（支給限度額管理の対象外）

サービス利用単位数の24.5%が加算となりますので、加算料金をご負担いただきます。全利用者が対象となります。

7) 利用者負担金は、自動口座引落（ご指定の金融機関の口座から月1回引落）により、お支払いいただきます。

1ヶ月当たりの利用料金は以下のようになります。

サービスの種類	1回 当たり	1ヶ月 当たり	自己負担金	備考
	(単位)	(単位)		回/月
	円	円	円	
初回加算		円	円	初回のみ
特定事業所加算Ⅱ		円	円	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）		円	円	
		円	円	
合計		円	円	

*利用金額は目安です。ご利用回数等により変動します。

*実際には、その月の利用回数の点数を合計して算出しますので、表の料金とは数円の誤差が生じる場合があります。

7. サービス利用の中止

1) 利用者がサービス利用の中止をする際には、すみやかに事業所までご連絡ください。

生活リハビリクラブ鴨居 連絡先（電話）：045-932-8555

2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前日午後5時までにご連絡下さい。前日の午後5時以降または当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承ください。

キャンセル料は、利用者負担金の支払いに合わせてお支払いいただきます。

①キャンセル料

時 間	キャンセル料
利用日の前日の午後5時まで	無 料
利用日前日の5時以降、当日連絡	利用者負担金の100%
連絡なし	1,500円

8. 契約の終了について

1) 利用者はいつでも申し出ることにより、この契約を解除することができます。

- 2) 事業所は次の事由に当てはまる場合、利用者に対して、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- ① 利用者又は家族が、事業者や職員又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為（介護現場におけるハラスメント対応マニュアルに定義する、身体暴力（たたく等）及び精神的暴力（大声を発する、怒鳴る等）並びにセクシャルハラスメント（必要もなく手や腕を さわる等）のハラスメント行為を含む）を行い、その状態が改善されない場合。
 - ② 利用者が要介護認定の更新で、非該当（自立）と認定された場合、所定期間の経過をもってこの契約は終了します。

9. 緊急時の対応

サービス提供に当り、事故、体調の急変が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

医療機関等	主治医等の氏名 連絡先
緊急連絡先	氏名 連絡先

10. 秘密の保持

- 1) 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めます。
- 2) 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を書面により得るものとします。
- 3) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- 4) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとします。

11. 非常災害対策

- 1) 非常災害に備え、年1回以上防災訓練を実施するとともに、防災訓練マニュアルを整備し、速やかな避難ができるようにします。
- 2) サービス提供時に災害が発生した場合は、可能な限り、利用者の安全を確保して最寄の避難所に誘導を行い、家族への連絡をします。

12. 事故発生時の対応

利用者に対するサービス等の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

13. 虐待防止

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- 1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- 2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- 3) 虐待を防止するための従業者に対する年1回以上の定期的な研修を実施します。
- 4) 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。
- 5) 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

14. 業務継続計画の策定等

- 1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- 2) 訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- 3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15. 衛生管理等

- 1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ります。
- 2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- 3) 訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行います。
- 4) 事業所は訪問介護員等の清潔の保持及び年1回の健康診断を行い健康状態の管理に努めます。また、事業所の設備及び備品等の衛生管理に努めます。

16. 従業者の研修

事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備します。

- 1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 2) 継続研修 年6回

17. 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、事業所で対応します。

事業所（生活リハビリクラブ鴨居）	電話番号 045-932-8555
	FAX番号 045-929-3803
相談担当者	岩崎 小百合

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

市町村介護保険相談窓口 緑区役所高齢・障害支援課	所在地 横浜市緑区寺山町 118 電話番号 045-930-2315
横浜市福祉調整委員会事務局 健康福祉相談調整課	所在地 横浜市中区本町6丁目50番地の10 電話番号 045-671-4045 FAX 番号 045-681-5457
神奈川県国民健康保険団体連合 会（国保連）	所在地 横浜市西区楠町27-1 電話番号 0570-022110（苦情専用） FAX 番号 045-317-9959

【 説明確認欄 】

年 月 日

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項を説明し、交付しました。

(事業所) 事業所名 生活リハビリクラブ鴨居
担当者名 印

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受け同意し、交付を受けました。

(利用者) 氏名 印
(代理人または立会い人)
氏名 印
続柄

「横浜市訪問介護相当サービス」重要事項説明書

当事業者はご契約者に対して横浜市訪問介護相当サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 当法人の概要

名称・法人種別	生活クラブ生活協同組合		
代表者名	理事長 篠崎みさ子		
本社所在地・電話	横浜市港北区新横浜 2-8-4 電話番号 045-472-7050 FAX 番号 045-472-0999		
設立年月日	1971年7月9日		
業務の概要	食品などの共同購入事業、福祉事業、共済事業		
事業所数	<ul style="list-style-type: none">・共同購入配送センター 10 事業所・通所介護・介護予防通所サービス事業所 3 カ所・地域密着型通所介護・介護予防通所サービス事業所 3 カ所・居宅介護支援事業所 5 カ所・介護予防支援事業所 3 カ所・訪問介護・介護予防訪問サービス事業所 6 カ所・障害者総合支援事業（居宅介護・重度訪問介護） 4 カ所・地域包括支援センター 1 カ所・（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所 2 カ所		

2. 事業所の概要

事業所名	生活リハビリクラブ鴨居		
所在地	横浜市緑区鴨居町 2 4 3 0 - 1		
電話番号	045-932-8555	FAX 番号	045-929-3803
事業所番号	1473300067 号		
指定年月日	2019年 5月 1日		
管理者	岩崎小百合（訪問介護と兼務）		
サービス実施地域	横浜市緑区東本郷、鴨居、竹山、白山、上山		
併設のサービス	地域密着型通所、居宅介護支援、介護予防支援		

3. 事業所の職員体制等（2024年5月現在）

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管理者	訪問介護事業所の管理業務	1名（常勤 1名）
サービス提供責任者	訪問介護計画作成、訪問介護の管理	2名（常勤兼務1名、非常勤兼務1名）
訪問介護員	訪問介護業務	13名（常勤1名、非常勤11名）

4. 営業日及び営業時間

営業日	平 日
営業時間	午前9：00～午後5：00

(注) 休日は、土曜、日曜、祝日、年末年始(12/29～1/3)となります。
利用者のケアプランに合わせ、上記に定める営業日以外、時間外でサービスを行うことがあります。

5. 当法人のサービス方針等

- 1) 事業所の訪問介護員は要支援及び事業対象者の心身の特性を踏まえて、状態の維持若しくは改善を図り、または要支援状態になることを予防、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。
- 2) 事業の実施に当たっては、要支援者となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、他の指定事業者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- 3) 生活リハビリクラブ鴨居は、利用者の生命または、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。
- 4) 生活リハビリクラブ鴨居の事業計画、財務内容などの閲覧はできますので、ご希望の方はお申し出ください。

6. サービス内容および利用料

- 1) 地域包括支援センター、介護予防支援事業者(介護支援専門員)が作成した、利用者に係る介護予防サービス計画に基づき、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護相当サービス計画を作成します。
- 2) サービス内容
 - ・身体介護
 - ・生活援助
- 3) サービスの実施ごとに、サービス提供の記録をします。
- 4) サービス利用料の1割または2割、3割が利用者負担金となります。
- 5) 通常サービス提供地域以外の地域についてのみ、所定の交通費(実費)が必要となります。車を使用の場合は、通常事業実施地域を超えた所から、片道1kmあたり30円の実費相当を頂きます。
- 6) 加算について
 - ・初回加算
最初のご利用の月にサービス提供責任者がサービス提供するか、又は同行訪問

した際に料金をいただきます。また、2ヶ月間、ご利用がなくサービス再開の場合は、初回加算の対象となります。

- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（支給限度額管理の対象外）

サービス利用単位数の24.5%が加算となりますので、加算料金をご負担いただきます。全利用者が対象となります。

- 7) 利用者負担金は、自動口座引落（ご指定の金融機関の口座から月1回引落）により、お支払いいただきます。

1ヶ月当たりの利用料金は以下のようになります。（1割負担の方の場合）

サービスの種類	1ヶ月当たり	自己負担金	備考
	(単位)		
	円	円	
初回加算	円	円	初回のみ
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	円	円	
その他	円	円	初回加算を含まない月
合計	円	円	

*利用金額は目安です。ご利用回数等により変動します。

*実際には、その月の利用回数の点数を合計して算出しますので、表の料金とは数円の誤差が生じる場合があります。

7. 利用の中止

- 1) 利用者がサービスの中止をする際には、すみやかに事業所までご連絡ください
生活リハビリクラブ鴨居 連絡先（電話）：045-932-8555
- 2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。

8. 契約の終了について

- 1) 利用者はいつでも申し出ることにより、この契約を解除することができます。
- 2) 事業所は次の事由に当てはまる場合、利用者に対して、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
 - ③利用者又は家族が、事業者や職員又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為（介護現場におけるハラスメント対応マニュアルに定義する、身体暴力（たたく等）及び精神的暴力（大声を発する、怒鳴る等）並びにセクシャルハラスメント（必要もなく手や腕をさわる等）のハラスメント行為を含む）を行い、その状態が改善されない場合
 - ④利用者が要介護認定の更新で、非該当（自立）と認定された場合、所定期間の経過をもってこの契約は終了します。

9. 緊急時の対応

サービス提供に当たり、事故、体調の急変が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

医療機関等	主治医等の氏名 連絡先
-------	----------------

緊急連絡先	氏名 連絡先
事業所	生活リハビリクラブ鴨居 電話番号045-932-8555 午前9:00～午後5:00

10. 秘密の保持

- 1) 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めます。
- 2) 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を書面により得るものとします。
- 3) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- 4) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとします。

11. 非常災害対策

- 1) 非常災害に備え、年1回以上防災訓練を実施するとともに、防災訓練マニュアルを整備し、速やかな避難ができるようにします。
- 2) サービス提供時に災害が発生した場合は、利用者の安全を確保して最寄の避難所に誘導を行い、家族への連絡をします。

12. 事故発生時の対応

利用者に対するサービス等の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

13. 虐待防止

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- 1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- 2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- 3) 虐待を防止するための従業者に対する年1回以上の定期的な研修を実施します。
- 4) 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。
- 5) 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 4. 業務継続計画の策定等

- 1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- 2) 訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 5. 衛生管理等

- 1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ります。
- 2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- 3) 訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- 4) 事業所は訪問介護員等の清潔の保持及び年1回の健康診断を行い健康状態の管理に努めます。また、事業所の設備及び備品等の衛生管理に努めます。

1 6. 従業員の研修

事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備します。

- 1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 2) 継続研修 年6回

1 7. 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、事業所で対応します。

事業所（生活リハビリク ラブ鴨居）	電話番号 045-932-8555 FAX 番号 045-929-3803
相談担当者	岩崎小百合

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

市町村介護保険相談窓口 緑区役所高齢・障害支援課	所在地 横浜市緑区寺山町118 電話番号 045-930-2315
横浜市福祉調整委員会事務局 健康福祉相談調整課	所在地 横浜市中区本町6丁目50番地の10 電話番号 045-671-4045 FAX 番号 045-681-5457

神奈川県国民健康保険団体連 合会（国保連）	所在地	横浜市西区楠町27-1
	電話番号	0570-022110（苦情専用）
	FAX番号	045-317-9959

【 説明確認欄 】

年 月 日

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項を説明し、交付しました。

（事業所） 事業所名 生活リハビリクラブ鴨居

担当者名 印

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受け同意し、交付を受けました。

（利用者） 氏名 印
（代理人または立会い人）

氏名 印

続柄